

一般社団法人日本地質学会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人日本地質学会定款(以下定款という)第7条に基づいて本規則を定める。

2 一般社団法人日本地質学会(以下学会という)の機構、運営、業務の分担、職制等の定款施行に必要な事項は、この規則の定めによる。

(規則の変更)

第2条 この規則の変更は、理事会の議決によって行い、総会に報告し承認を求める。

第2章 会員、会員名簿、入会、退会

(会員の権利)

第3条 会員は次の権利をもつ。

- (1) 会誌などの配布を受けるとともに、この学会が刊行する図書等の入手について特典を有する。
- (2) 学会誌への投稿および学会の催す講演会などの事業への参加に特典を有する。
- (3) 支部会員として支部の運営に参加することができる。
- (4) 理事会および総会に陪席することができる。

(会員名簿)

第4条 学会に以下の項目を記載した会員名簿を備え、学会事務局はその記載事項に異動があった場合にはすみやかに整理し、適切に管理するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別ならびに国籍
- (4) 学歴
- (5) 住所ならびに所属支部
- (6) 所属機関
- (7) 専門内容
- (8) 上記項目についての不開示指定

2 会員名簿の閲覧と配布は、会員へのみ行うものとする。別途目的を記して閲覧等を非会員が希望する場合には、その諾否を理事会が決定する。

(入会・退会)

第5条 学会に入会を希望する個人、法人または団体は、会員の種別および以下の事項を記載した入会申込書を提出しなければならない。

- (1) 個人の場合は、氏名および生年月日、職業および所属機関
- (2) 法人および団体の場合は、その名称と代表者名、業種
- (3) 賛助会員としての入会を希望する場合は会費の口数
- (4) 住所または所在地
- (5) その他必要とする事項

2 執行理事会は、入会申込書記述内容に誤謬がある場

合、会費滞納により除籍となった者で滞納会費の納入を拒否する場合、学会の倫理綱領に著しく反する者である事が社会的に明白である場合を除き、入会を決定し、すみやかに申し込み者にその結果を通知する。

- 3 入会を承認された者は、別に定める当該年度の会費を納入することにより会員の資格を得る。
- 4 学会は会費納入を確認次第、申込者を会員名簿に登録し、所属支部および所属専門部会に通知する。
- 5 再入会を希望する者は、改めて所定の入会申込書を提出しなければならない。なお、過去に未納会費がある場合はこれを納めたうえで申し込むものとする。
- 6 退会は、書面にて退会届(書式任意、電磁的方法、郵送いづれも可)を提出する。未納会費がある場合には、これを支払わなければならない。

(会員の異動および資格の変更)

第6条 会員は、会員名簿記載事項について異動があったときは、すみやかにその旨を学会に届出なければならない。

- 2 学会は、会員が学部学生、院生およびそれに準じる資格を失った場合には、その翌年度会費から新たな資格に相当する会費を請求する。
- 3 賛助会員は、その代表者に変更があった場合、すみやかにその旨を学会に届出なければならない。
- 4 学会は、これら会員の身分等の変更の届出があったときならびに退会届を受理した場合は、会員名簿を整理し、所属支部にもその旨を通知する。

(会 費)

第7条 学会は会費の年額(4月1日～翌年3月末日)を次のように定め、会員は当該年度の初日までにこれを支払うこととする。入会の際には当該年度の年額を支払うこととする。

- (1) 正会員：12,000円

ただし、大学学部ならびに大学院に在籍するものは、毎年度ごとに所定の申請書を提出した場合、それぞれ学部学生割引と院生割引を適用し、年会費を5,000円ならびに8,000円とする。これらに準じる身分の学生についても同様の扱いとする。

- (2) 賛助会員：1口25,000円、2口以上

ただし、諸般の事情により理事会が認める場合は、1口とすることができる。

- 2 会費の変更は、理事会の議決により、総会の承認を得なければならない。
- 3 会員は、上記に定める会費を一括納入しなければならない。ただし、やむを得ぬ理由により理事会が認める場合は、分納もしくは減免することができる。
- 4 会費を滞納した会員については次の処置をとる。

- (1) 滞納期間が6ヶ月以上となった場合には、地質学雑誌等の会誌の送付を停止する。
- (2) 滞納会費が納入された場合には、送付を停止した

地質学雑誌等の会誌の送付を再開する。ただし、会誌の在庫の関係で送付ができないことがある。

(3) 地質学雑誌への投稿、講演会での講演を制限することがある。

(4) 会費支払いの督促を受けつつ、正当な理由なく、かつ、退会届を提出せぬままに会費を滞納した会員は、滞納4年度目をもって、理事会の議決により会員の資格を喪失させ除籍とする。

第3章 会 計

(財政会計の総括責任者)

第8条 会長は、この学会の財政会計に関する総括責任者となる。

(事業計画・報告および予算案・決算)

第9条 理事会規則により担当を定められた執行理事は、翌事業年度の事業計画ならびに予算案を作成する。会長はこれを理事会に諮り、総会に提出しなければならない。

2 理事会規則により担当を定められた執行理事は、毎事業年度終了後、事業報告書ならびに決算報告書等を作成する。会長はこれらについて監事の監査を受けた後、理事会に諮り、総会に提出しなければならない。

第4章 支 部

(支部の区分)

第10条 この学会は、定款第2条に基づき以下の支部を置く。

- (1) 北海道支部：北海道
- (2) 東北支部：青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島
- (3) 関東支部：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
- (4) 中部支部：新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、岐阜、愛知、福井
- (5) 近畿支部：滋賀、奈良、京都、三重、大阪、和歌山、兵庫
- (6) 四国支部：徳島、香川、高知、愛媛
- (7) 西日本支部：岡山、広島、鳥取、島根、山口、福岡、熊本、長崎、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2 会員は、原則として登録した住所を管轄区域とする支部の会員となる。

3 理事会が必要と認めた場合には支部の下に地方部会をおくことができる。

4 会長は、理事会および総会の議決を経て、第1項の区分の変更を行うことができる。

(支部の運営)

第11条 支部には支部長をおき、別途定める支部規則により運営される。

2 支部長は支部長連絡会議に出席し、理事会ならびに各支部との調整等を行う。

3 支部は支部規則、所在地、役員名、ならびに支部活動および会計の状況を適宜理事会に報告し、承認を得なければならない。

4 支部は、支部の表彰規則を定め、当該支部区の会員・非会員の個人および団体を表彰することができる。表彰に際しては、学会本部の表彰と重複しないよう考慮する。

第5章 学会誌その他の刊行物

(刊行物の種類)

第12条 学会は以下の刊行物を出版する。

- (1) 地質学雑誌
- (2) 地質学会News
- (3) 巡検案内書 (CD-ROM版および印刷版)
- (4) 年会、学会主催講演会等の講演予稿集
- (5) Island Arc
- (6) その他の出版・刊行物

2 地質学雑誌、地質学会Newsは希望する会員に配布すると共に、内外の関連諸機関や一般等に対し寄贈および有償配布する。

3 学会の刊行物等の一部は、電磁的方法によって随時無償公開を行うこととする。

4 1項3号の印刷版、6号の出版・刊行においては、理事会の議決を得なければならない。

5 学会の刊行物の寄贈先は、理事会で定める。

(学会誌その他の刊行物の編集)

第13条 本学会の刊行物の発行にあたっては、理事会規則で定められる以下の体制で行う。

- (1) 地質学雑誌：地質学雑誌投稿編集出版規則に従って、地質学雑誌編集委員会が編集する。
- (2) 地質学会News：ニュース誌編集規則に従って、広報委員会が編集する。
- (3) 巡検案内書：地質学雑誌投稿編集出版規則に従って、地質学雑誌編集委員会が編集する。
- (4) 年会講演等の予稿集：行事委員会が企画立案し、理事会の承認を得て、編集・発行する。
- (5) その他の出版物：企画出版委員会が企画立案し、理事会の承認を得て、編集・発行する。

2 Island Arcは、関連学会の協力のもとでIsland Arc編集委員会が編集を行う。

3 支部が刊行する出版物については、各支部規則によりこれを行う。

第6章 学術大会ならびにその他社会貢献事業

(学術大会)

第14条 会員の地質学ならびに関連する科学の研究成果の公表、普及、推進のために学術大会(以下年会という。)を年1回開催する。

2 行事委員会と支部長連絡会議の協議にもとづき、年会の開催地は原則として各支部が順次担当する。

3 年会の日程、開催場所ならびに年会実行委員会等については、行事委員会と担当支部が協議し、理事会の承認を得て決定する。

4 年会の行事内容については、行事委員会、年会実行委員会、専門部会、各委員会等の協議により決定し、

理事会の承認を得る。

(社会貢献事業)

第15条 地質学ならびに関連する科学の普及と教育および啓発のために、本学会は講演会、シンポジウム、セミナー、展示会、巡検等のアウトリーチ・教育事業を随時開催することができる。

2 第1項に関する事業については、行事委員会あるいは所轄する各種専門部会・委員会が企画し、理事会の議決により実施する。

3 支部が主催する第1項に関する事業については、各支部規則による。

第7章 表彰

(表彰)

第16条 本学会は地質学に関する優秀な研究業績を修めた者、ならびに地質学の発展・普及による社会貢献の著しい者を顕彰するとともに、地質学会において長年にわたって活躍してきた会員に永年会員顕彰を授与する。

2 表彰の名称および内容は次のとおりである。なお、地質学雑誌及びIsland Arc に掲載された学術的・独創性のあるすべての著作を論文と呼ぶ。

(1) 日本地質学会賞：地質学に関する優秀な業績をおさめた会員

(2) 日本地質学会国際賞：地質学に関する画期的な貢献があり、加えて日本列島周辺域の研究や日本の地質研究者との共同研究などを通じた日本の地質学の発展に関する顕著な功績があった会員および非会員

(3) 日本地質学会Island Arc賞：Island Arc誌に発表され、世界の地質学の発展に貢献した優れた論文。著者は会員・非会員を問わず、共著の場合は全員を受賞者とする。

(4) 日本地質学会小澤儀明賞・柵山雅則賞：地質学に関して優れた業績を上げた満37歳以下の会員

(5) 日本地質学会論文賞：「地質学雑誌」あるいは「Island Arc」に優れた論文を発表した会員

(6) 日本地質学会小藤文次郎賞：重要な発見または独創的な発想を含む論文を発表した会員

(7) 日本地質学会研究奨励賞：「地質学雑誌」あるいは「Island Arc」に優れた論文を発表した満35才未満の会員

(8) 日本地質学会優秀ポスター賞：学会が主催する講演会等において優秀なポスター発表を行った会員

(9) 日本地質学会功労賞：長年にわたり地質学の発展に貢献のあった会員および非会員

(10) 日本地質学会表彰：地質学の教育活動、普及・出版活動、新発見および露頭保全、あるいは新しい機器やシステム等の開発等を通して地質学界に貢献のあった会員および非会員の個人、団体および法人

3 前項の(1)～(7)および(9)、(10)の表彰は、別途定める規則に従い、各賞選考委員会が受賞候補者の選考を行い理事会が候補者を決定し、総会の承認を経て行う。前項の(8)の表彰は別途定める規則に従い、各賞選考委員会が候補者を選考・決定し、会長の承認を経て行う。

第8章 関連学協会等

(関連学協会等との協力)

第17条 学会は、日本学術会議、公益社団法人日本地球惑星科学連合、その他国内外の関連学協会等と協力し、相互に便宜を供与することができる。

(会員等の推薦)

第18条 学会は、日本学術会議、公益社団法人日本地球惑星科学連合、その他国内外の関連学協会等から依頼があった場合には、会員ならびに委員を推薦することができる。学会の推薦する会員、委員に対して、学会はその活動を支援する。

附則 任意団体日本地質学会の解散までの期間においては、任意団体日本地質学会の会員の身分をもつ者に対して、一般社団法人日本地質学会の会費は請求しないこととする。

附則・本規則は2009年4月11日より施行する。

・2011年4月2日一部改正

・2011年12月3日一部改正

・2012年4月7日一部改正

・2013年4月6日一部改正

・2013年5月18日一部改正

・2013年9月13日一部改正

・2014年9月12日一部改正